

☆特例第4段階の新設……低所得者層の負担軽減

保険料段階については、国の基準では合計6段階ですが、町では収入に応じた負担とするため、新たに特例第4段階を設けた合計7段階とし、低所得者層の負担軽減を図ることとしました。

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料額

段階	保険料率	年間保険料額	1ヶ月当保険料額	所得区分
第1段階	基準額×0.50	27,648円	2,304円	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の場合
第2段階	基準額×0.50	27,648円	2,304円	世帯の全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の場合
第3段階	基準額×0.75	41,472円	3,456円	世帯の全員が住民税非課税であって、第2段階に該当しない場合
特例第4段階	基準額×0.83	45,895円	3,825円	本人が住民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下で、住民税課税の世帯員がいる場合
第4段階	基準額	55,296円	4,608円	本人が住民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円より多く、住民税課税の世帯員がいる場合
第5段階	基準額×1.25	69,120円	5,760円	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の場合
第6段階	基準額×1.50	82,944円	6,912円	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の場合

☆介護保険料の納付方法

介護保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって2種類（特別徴収・普通徴収）に分けられます。

所得段階別の「年間保険料額」を支払う回数（特別徴収の場合は年6回、普通徴収の場合は年9回）で割られた額が、各支払月の保険料額となります。

(1) 特別徴収…年金から差し引かれます

■年金が年額18万円（月額1万5,000円）以上の方

年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金）の定期支払の際、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

- 仮徴収～4月から8月分までの介護保険料は、前年の所得が確定していないため、前年度の2月（第6期）と同じ金額を仮の保険料として納めます。
- 本徴収～確定申告により確定した前年所得を基に確定した年間保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残りの額を3回（10月から2月）に分けて納めます。

特別徴収（年金から差し引かれる方）					
仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

(2) 普通徴収…納付書や口座振替で納めていただきます

■年金が年額18万円（月額1万5,000円）未満の方

福祉課から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。口座振替を申し込みの方は、毎月25日に指定口座から引き落とされます。

普通徴収（年金から差し引かれない方）								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(3) 年金が年額18万円以上でも普通徴収で納めることがあります

- ①年度の途中で65歳になる方。他の市町村から転入された方。
- ②年度の途中で年金の受給が始まった方。現況届を遅れて出した方。
- ③収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が年度途中で変更になった方。

※上記のほか、前年2月に特別徴収されなかった方は、7～9月の3ヶ月間は普通徴収となり、10月から特別徴収されることとなります。